

葉山町立小・中学校における体験入学実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一時的に海外に居住している児童・生徒が、帰国後の就学を円滑に行えることを目的に、葉山町立小・中学校（以下「学校」という。）における体験入学の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 体験入学の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、帰国の予定が明確にあり、町内に住所を有する者又は帰国後の居住先が町内にある者で、原則として1年以内に町内の学校（指定校）に就学する者とする。

(実施期間等)

第3条 体験入学の実施期間は、原則として体験入学を実施する年度の6月1日から夏季休業前までの期間のうち学校長が認める期間とする。その他特別な事情がある場合には教育委員会と学校長が協議して決定する。

2 体験入学を実施する学校は、帰国後に居住する予定の住所の指定校とする。

(入学の申込み等)

第4条 体験入学を希望する対象者の保護者またはその親族（以下「保護者等」という。）は、体験入学申込書に必要事項を記入して、学校教育課の窓口を持参するものとする。受付期間は、原則として体験入学を実施する年度の4月から6月末までの平日午前8時30分から午後5時とする。その他特別な事情がある場合には教育委員会と教育相談を実施する。

(承認等)

第5条 教育長は、前条の規定による申込みを受けたときは、学校の実情を考慮し、当該学校の長と協議して、その適否を決定する。

(通学の条件)

第6条 体験入学中の学用品や給食費、学年行事等の必要経費は、保護者等が実費を負担すること。

2 体験入学中のケガなどに備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入し、保護者等がその実費を負担すること。

3 対象者、保護者等ともに学校生活を送るうえで必要な日本語の意思疎通ができること。

4 体験入学の承認を受けたときは、体験入学を開始する1週間前までに保護者等が学校に連絡をし、必要な説明を受けること。

(取消し)

第7条 教育長は、体験入学を実施している児童生徒が次の各号の一に該当するときは、当該学校の長と協議し、体験入学の実施を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 体験入学を実施している児童生徒及びその保護者等が、体験入学のねらい及び当該学校の教育方針等に従わないとき。
- (3) その他教育長が体験入学の実施を取り消すことが必要であると認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、体験入学の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。